

## 赤潮特約共済制度の見直し

提案・要望先 水産庁

### 提案・要望の要旨

赤潮特約共済についての運用方法を改め、受益者負担による共済の引受けを認めること

### 提案・要望の具体的内容

#### 【現状及び課題】

赤潮特約共済については、昭和49年の国会において、加入者に一切の負担をかけないよう措置することの附帯決議が行われ、その後は、国が3分の2を補助し、残り3分の1は地方公共団体が負担するなかで制度の運用が行われてきました。

しかし、地方公共団体の負担については、あくまでも努力規定であり、義務付けられたものではないこと、また、同じ一次産業でも、農業や林業の共済制度では、受益者も一定の負担を行うなかで制度が運営されていること、さらには、県の厳しい財政状況などから総合的に判断し、当県では、平成18年度に漁業者負担を一定お願いする方向で見直しを行いました。

現時点においても、国や全国漁業共済組合連合会は、国会の附帯決議を理由に受益者負担を認めていませんが、共済制度の本来の在り方や限られた財源を有効に活用するという点からも、漁業者の負担を伴う共済引受けを認めないという現在の状況を早急に改善していく必要があります。

#### 【要望内容】

赤潮特約共済についての運用方法を改め、受益者負担による共済の引受けを認めること

【高知県担当課室】海洋部漁業経営課